

原油価格・物価高騰対策事業者支援金のお知らせ

原油価格・物価高騰により、大きく影響を受けている事業者に対して、経営継続するための支援を目的に支援金を支給します。

- 支給額 法人、個人ともに一律3万円を支給します
- ※複数の事業展開をしている場合も申請は1回のみとなります。
- 申請期限 2月28日(火)まで
- 支給決定 書類審査後、申請者に支援金支給の可否について、決定通知書を郵送します
- 支給方法 支援金を指定口座に振り込みます
- 申請書類
 - ①原油価格・物価高騰対策事業者支援金交付申請書
- ※今月号広報に折り込みの申請書を使用するか、町ホームページからダウンロードして使用してください。また、インターネット環境がない場合などについては下記にお問い合わせください。
- ②交付申請に必要な書類



◀町ホームページ
「原油価格・物価高騰
対策事業者支援金」

区分	必要な書類	
共通	振込口座の確認できる通帳の写し(通帳の表紙および1,2ページ)	
法人	直近事業年度の法人町民税確定申告書の写し	
個人	令和3年分所得税確定申告書第一表の写し	
新規開業者であって申告 期限が到来していない方	法人	登記事項証明書の写し
	個人	開業届の写し、事業計画書

- 申請書提出先・問合せ
〒099-1498 訓子府町東町398番地 訓子府町元気なまちづくり推進室 (☎33-5008)

わたしたちの国民年金

20歳になったら国民年金

国民年金制度は、老後や障がいを負ったときに、働く世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

日本に住む20歳から60歳未満の全ての方は、国民年金に加入して保険料を納めることが義務付けられています。保険料の納め方によって3つの種別に分かれており、必ずどれかに加入します。

①第一号被保険者

- 農林漁業従事者、自営業者、学生、厚生年金・共済組合などに加入していない会社などに勤務している方など
- 日本年金機構から送付される納付書により保険料を納付してください。(口座振替・クレジット納付もできます)

②第二号被保険者

- 会社員や公務員など厚生年金に加入している方
- 保険料は、勤務先を通じて納めますので手続きは不要です。

③第三号被保険者

- 第二号被保険者に扶養されている妻または夫
- 保険料は、配偶者の加入している年金制度が負担するため、個人で納める必要はありません。
- 保険料を未納のままにしておくと、将来の年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。納付が経済的に困難な場合には、所得に応じた免除制度がありますので、必ず申請手続きを行いましょう。

○問合せ

- ・北見年金事務所 (☎25-8703)
(音声案内にしたがって、電話機の②を押したあと②を押してください)
- ・町民課戸籍年金係 (☎47-2203)

北見年金事務所へ行く際は、前日までに電話予約を！

国民健康保険

後期高齢者医療制度

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 傷病手当金の支給を延長

感染または感染が疑われる方が療養のため仕事を休んだとき、傷病手当金を支給します。

- 対象者 次の要件に全て該当する方
 - ①国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者
 - ②新型コロナウイルス感染症の療養のため仕事ができないこと
- ※事業主の証明が必要です。
- ③休んだ期間について給与などがもらえないこと
- ④4日以上休んでいること
- 支給内容
勤務することができなくなった日から起算して3日を経過した日から勤務することができない期間のうち、就労を予定していた日数が支給対象となります
- 適用期間 3月31日(金)まで
- 申込み・問合せ
福祉保健課医療給付係 (☎47-5555)

所得税などの確定申告のお知らせ

令和4年分所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の受け付けが、2月16日(木)から始まります。

贈与税の申告の受け付けは、2月1日(木)から始まります。

所得税・贈与税などの申告の相談および申告書の受け付けは3月15日(木)まで、所得税・地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(金)までです。

申告書は前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出してください。

税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

○申告時に必要なもの

- 源泉徴収票、前年中(令和4年1月1日～12月31日)に支払った国民健康保険税・介護保険料・生命保険料などの領収書または控除証明書、印鑑、銀行名および本支店または郵便局の口座が分かるもの、マイナンバーと本人確認書類(運転免許証など)

医療費控除の提出書類が簡略化されました

従来、確定申告で医療費控除の適用を受けるときは、医療費の領収書を添付していましたが、平成29年分の確定申告から、領収書の添付に代わり「医療費控除の明細書」に医療を受けた人ごと、病院・薬局ごとに医療費の合計を記載して提出することで、領収書の添付が不要となりました。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、医療費控除の明細書を作成することができますので、ぜひご利用ください。

医療保険者から交付を受けた医療費通知(「医療費のお知らせ」など)を添付すると明細書の記入を省略できます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません)

- 問合せ 北見税務署個人課税第1部門 (☎23-7151)



◀電子申告・納税システム
e-Tax ホームページ

国税庁ホームページ▶

